

本道要論

完

柳田文庫

文庫11

A1468

30

25

20

15

10

嘉永庫成新鐫

士道要論

完

造士館刷印

文庫11

A1468

自序

孔子曰。觚不觚。觚哉。觚哉。蓋歎物失其舊也。余於當今
悠悠之士。亦私有此歎。遂不敢自量。述此書以論從游
之士云。夫士以武為質。幹。職任雖分。其業則同。作原士
第一。凡人有此業。則有此風。故其風一定。而後其業可
守。兵。作士風第二。風之所由在於氣。故其氣一奮。而後
其風可恃。兵。作士氣第三。有氣無節。欲益反損。故其節
一立。而後其氣可用。兵。作士節第四。氣節之源出於心。
先浚其源。而後其流可洪。兵。作士心第五。心有公私。唯
其心之恃。而其道之不求可耶。且士之職。有以奉上。有

自序

甘雨亭

以臨下。上下之交。豈可各無其道哉。作士道第六。蓋士以武為業。而其職必資於文。文所以知道也。士而知道。能事畢矣。以為篇之終。然道外無事。一文一武。莫非道者。故合而名之。曰士道要論也。蓋士道雖廣。不文武。苟知其不可偏廢。則職業舉矣。論雖平平。庶得其要歟。讀者勿以其語淺字假。輕視之可矣。

天保八年龍集。丁酉秋八月。

齋藤正謙



士道要論

原士

士乃職。職者。民を治るに任あり。財を掌ると官あり。文學顧問に備はるるはあり。侍御扈從をつとむるはあり。下と厨庖倉庫の雑司に就くはあり。於て名符を兩刀を佩し。危なく不虞に備へし。亂の起るに冠の出来し。下は心。上は戈。故に士は事。後之を定むるはあり。士は武士といふあり。或人難く。之を以て文武官を以てせり。武士といふは源平の以て。古制あり。中昔に於て。下は代の定むるあり。代の定むるあり。

うきよのいひし事あり公卿大臣は天子皇太后の御
 軍をひきかゝりて乱賊をうちあはせしむるは外國まはる
 む事しむるもあはれきく天子皇太后の士卒の將は
 ぬれら公卿より下つて文武の事は天子皇太后の御
 こはる天子九章の角より天子皇太后の御大臣以下も大
 の子弟より全數の御をまけりて頭をうち九耳をふりて
 あはれきく御の御より下つて天子皇太后の御大臣以下も
 兵革の御を御つて天子皇太后の御大臣以下も天子皇
 思ひあはれ武事を御つて天子皇太后の御大臣以下も
 天子皇太后の御より下つて天子皇太后の御大臣以下も

好いし思ひあはれきく天子皇太后の御大臣以下も天子皇
 之の御より西土の御より天子皇太后の御大臣以下も天子皇
 て天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も天子皇
 よく似たり天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も
 士の武をとりて天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も
 考ふるも古訓の事より天子皇太后の御より天子皇太后の御
 のことと成事を御し天子皇太后の御より天子皇太后の御
 事の成事より天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も
 法士の職より天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も
 尚書より天子皇太后の御より天子皇太后の御大臣以下も

賊の姦宄好くをせし結好くをせしあふ一用の世にいつて
 獄のつゝ成士師といひ其属官は郷士逐士好くありてつねに暴
 をつゝむるをせし職をせし周官をせしこれ其の武
 をおほすすはたをせし大御所のつゝ美真手の命 神武帝
 乃亦時天の物部をひきわくあつてを平らけり又内の物部を
 ひきわくすいゝ天皇詔して世に物部乃職を継ぐをいひ
 かく存事記日本紀あるにこれよりさへ物部はものごとく又
 系系集よいとのふとをり物部の兵をいひむらひ書も兵卒を
 物共といひ武具を物の兵といひ後の世に兵士のつゝ成物主物
 ちといひをせしあふ一さへに物部は即武士なり

後の世の事おぼしき
 武士といふは馬といふ

けはこれよりさへ武士を事とせしめり略おほしき武士の名源平氏をた
 けしつゝあつてはあきつてはこれよりさへ周のナシ
 かく天子諸君大夫も武をいひむらひをせし其富をいふは専
 軍役をいひて系系千系百系といひて一國の内上下並に軍役の
 内なりあつてはこれよりさへ一系といひ甲士三人歩卒七十二人
 と定めては平民もこれよりさへ將に即ちなり又公卿大夫もこれより
 けは公卿大夫も士も切をいひてはこれよりさへ公卿の子もいひて
 つゝ内には士も禮も士冠禮のありては公卿大夫の冠礼をいひ
 とすてあつてはこれよりさへ大伴國のいひては西のいひては公卿大夫も
 武家の名ありてはこれよりさへ武家のいひては武家のいひては

一、好、詩の國風周南に赴く武夫。公侯干城といひまゝ、公侯腹心といふも、武士を干城といひ腹心といふは、中世より侍といひくは神の人乃僕隸のまゝ好なり。あるは、公侯の好なり。侍といふ事、愛の會より及ひく武人遂に大君のすゝめたり。公家の人の権柄を失ひ、よひぬ、ぬとと公家の士の名義を失ひ、武事を平〜〜ゆあり。うねと公家の士、既〜過〜〜あり。い〜云〜〜以余、兼平の人〜武士〜〜むり。は公家の士〜あり申〜〜を及ぬ〜い〜あり。お母〜武を〜〜む。い〜い〜。其切腹を〜〜あり。武の善〜切腹あり。天祖の寶劍を〜〜い。在傳〜武の士位をの〜〜

一、さねに神聖天下を治め、子あり。又華武備を利〜〜。平は兩輪を結、兩翼の〜。世儒い〜。湯武の征伐を〜。堯舜乃揖讓。よる、武を第二義〜。思ふ〜。あれ〜。堯舜より先つ〜。黃帝より〜。武を〜。天下既定〜。その名禮衆を治の沙汰。た及〜。好り所國〜。仁徳履仲の列聖。衣裳を〜。天下を治〜。神武崇神。應神あり。経津主命。武甕槌命等。あ〜。後の太平を〜。又開闢〜。兎〜。猛獸驚き。横行〜。時よ人の爪牙の利〜。其中〜。弓矢刀劍を〜。

禽獸を制し人類を繋ぐ一至此武のなり先あり人常と後
より乱を治むるの思ひに開闢のなりめより常の乱より
治むるを武功あり其の治を施すに用ひし
の序次は考ふべきなり乾坤のちつちを蒙需訟の四卦を
経く師とありて此乃艱難の蒙需訟の序先あり其つぎ
需の飲食をとりて訟の事ひきつて師の軍旅を興す
うち平らぐるに師の次は師の比より師の畜履
の二卦を経く泰とありて師憂比衆とあり此の樂を
つぎ師の憂苦より乱を治むるに師の比より師の畜履
物を畜むるを治むるに比より師の泰とありて泰の泰平を治むる

今の士大夫師の憂あり比乃樂あり泰の安きなり存る祖を食し税
を納ぐやむる世を治むるに祖先の武乃切徳より治むるに
武乃切徳を以て比乃獨奢也逸を以て泰を以て否の乱を治む
下されば泰乃次に否の卦あり此の師の比より師の畜履を
つぎ師の憂苦を思ひ又これ卦象の至險を大頌乃中より
治むるに比乃を思ひて武を太平乃とすよはれす國家の為に
爪牙の腹心のなりて

士風

士大夫の四民のそとより上は君と事下は民と臨むるに此風
より治むるに士風平より此の禮義を重んずるに

名をくく一職を辱しむるを恥はれりあそくくいつて心はれ等
 ありつて心はれ等とて我慢なりつて心はれ等とて心はれ等と
 あつて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 大切なりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 と心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 弱きとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 將去とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 を行ひ終つて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 後光明帝つて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 兼て變化の術工夫ありとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と

士の懦弱なりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 儉素の風なりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 農夫の田中なりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 剛なりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 似たりとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 の助を乞ふとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 狩り田を耕し圃を他り米をくつて心はれ等とて心はれ等と
 ましとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と
 田はれとて心はれ等とて心はれ等とて心はれ等と

泥きぬのまじりてまじりてか
 かるを 東照宮居らんて志を憐れ
 のびるにふく福き 楊ひてんさ
 三つさきまをて 禮記のすの
 厚くつひ幼きをて 義を居て
 未だ新の憂つひをて 禮記の
 上 其さて 郵車をて 身の健
 のびるに 儉素をて 守りて家
 用多しふあつて 士 武器の
 馬をて 用さあて 武勇あり

一身の一切をて 切名をて
 多くは馬に依る堂乃かりて
 の用をて 井伊直孝ぬ 移應
 自身の士の家よきあのみを
 武備をて 五十石をて 武備
 持ちて 西の世をたつて 武備
 あはれあつて 禮記の大夫の
 たり又大夫は百乗法候は千
 今も今の何千石何百石を
 武備の

一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 徳川家と節義の士多し 東照宮豊臣國白く所和儀とのひて初て
 まみ玉ひり時冥白 徳川家の宝物を回せしむ一々何ともあつ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 某つて水火の中をいひて命を盡盡するも一々死ねるも
 五百人あつて一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 鎌倉一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ

堂一々仲時とあつて一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 死せしむ一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 天子とむむも一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 義兵をせしむ一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 子代り兄弟一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ
 一々死ねるも作左の外のあつて本多重次と命せしむ

天子の衣冠官制之唐風なりけり。禮樂文物は、
 天子の真の聖人の道を以てし、
 玉を還すも、
 天子の經典なり。遣唐使ありて、
 外國末世の弊風を學び、
 皇國醇朴の風を失ひ、
 佛法を以てし、
 王室の衰へ、
 學問の風を失ひ、
 我大帝國祖宗の道を以てし、
 祖宗の神を以てし、

天子の衣冠官制之唐風なりけり。禮樂文物は、
 天子の真の聖人の道を以てし、
 玉を還すも、
 天子の經典なり。遣唐使ありて、
 外國末世の弊風を學び、
 皇國醇朴の風を失ひ、
 佛法を以てし、
 王室の衰へ、
 學問の風を失ひ、
 我大帝國祖宗の道を以てし、
 祖宗の神を以てし、

練り人情も通——いかに学のかうかきも経済も達する——
 久——うちつ——太平も生れ——人に安座——食の四方の——を
 けし頑陋あるも多——て再もき——目も——事なりぬらふ
 と——
 風俗の——中——政もやれ——規矩——醫師の病を治——
 危き——工匠の室を他ぬ——方——士大夫己を治るるを治——
 聖人の道——武あり用——
 おのれ——
 梓弓——

いかに上らぬかみちら遠くかみちら——

天保のゆきあるの年とあり

お徳はのち藤正傳州

右士道要論一卷。伊勢齊藤有終所著。言雖淺近。然士道之要。可謂盡矣。予讀而嘉之。乃刻于家。以示從臣等。使有所矜式焉。

嘉永庚戌三月

甘雨亭主人識



臣田邊保國謹書

甘雨亭

010190528320

齋藤德藏著

嘉永三庚戌年七月

發行書林

大坂心齋橋北久太郎町

河内屋喜兵衛

日本橋通貳丁目

山城屋佐兵衛

道樂

藏板

